

三重県RDF発電事業に
係る環境影響評価

事後調査報告書

平成26年 3月

三重県企業庁

はじめに

本報告書は、三重県が桑名市多度町力尾地内に建設したRDF発電施設（三重ごみ固形燃料発電所）の供用にあたり、「三重県RDF発電事業に係る環境影響評価書」（以下、「評価書」という。）に示した環境保全対策を図るため、供用時に実施することとした大気質、水質、騒音・振動、土壌、植物の環境モニタリング調査の、平成25年度実施分をとりまとめたものである。

目 次

1. 事業の概要	1
1-1 事業者の名称及び住所	1
1-2 対象事業の名称、種類及び規模	1
1-3 対象事業実施区域	1
2. 大気質	2
2-1 調査概要	2
2-2 調査年月日及び調査項目	2
2-3 調査地点	3
2-4 調査結果	3
3. 水 質	5
3-1 調査概要	5
3-2 調査年月日及び調査項目	5
3-3 調査地点	5
3-4 調査結果	7
4. 騒音・振動	9
4-1 調査概要	9
4-2 調査年月日及び調査内容	9
4-3 調査地点	9
4-4 調査結果	11
5. 土 壌	13
5-1 調査概要	13
5-2 調査年月日及び調査内容、調査方法	13
5-3 調査地点	13
5-4 調査結果	15
6. 植物調査	16
6-1 残存緑地・回復緑地の観察	16
6-1-1 調査概要	16
6-1-2 調査年月日及び調査内容	16
6-1-3 調査地点	16
6-1-4 調査結果	16
6-2 指標種の観察	23
6-2-1 調査概要	23
6-2-2 調査年月日及び調査内容	23

6-2-3	調査地点	23
6-2-4	調査結果	26

1. 事業の概要

1-1 事業者の名称及び住所

名 称：三重県企業庁
住 所：三重県津市広明町 13 番地
代 表 者：三重県企業庁長 小林 潔

1-2 対象事業の名称、種類及び規模

名 称：三重県RDF焼却-発電施設整備事業（三重県RDF発電事業）
種 類：廃棄物処理施設の設置
規 模：ごみ固形燃料（RDF）処理能力 240 t / 日

1-3 対象事業実施区域

実 施 場 所：図 1-1 に示した桑名市多度町力尾地内

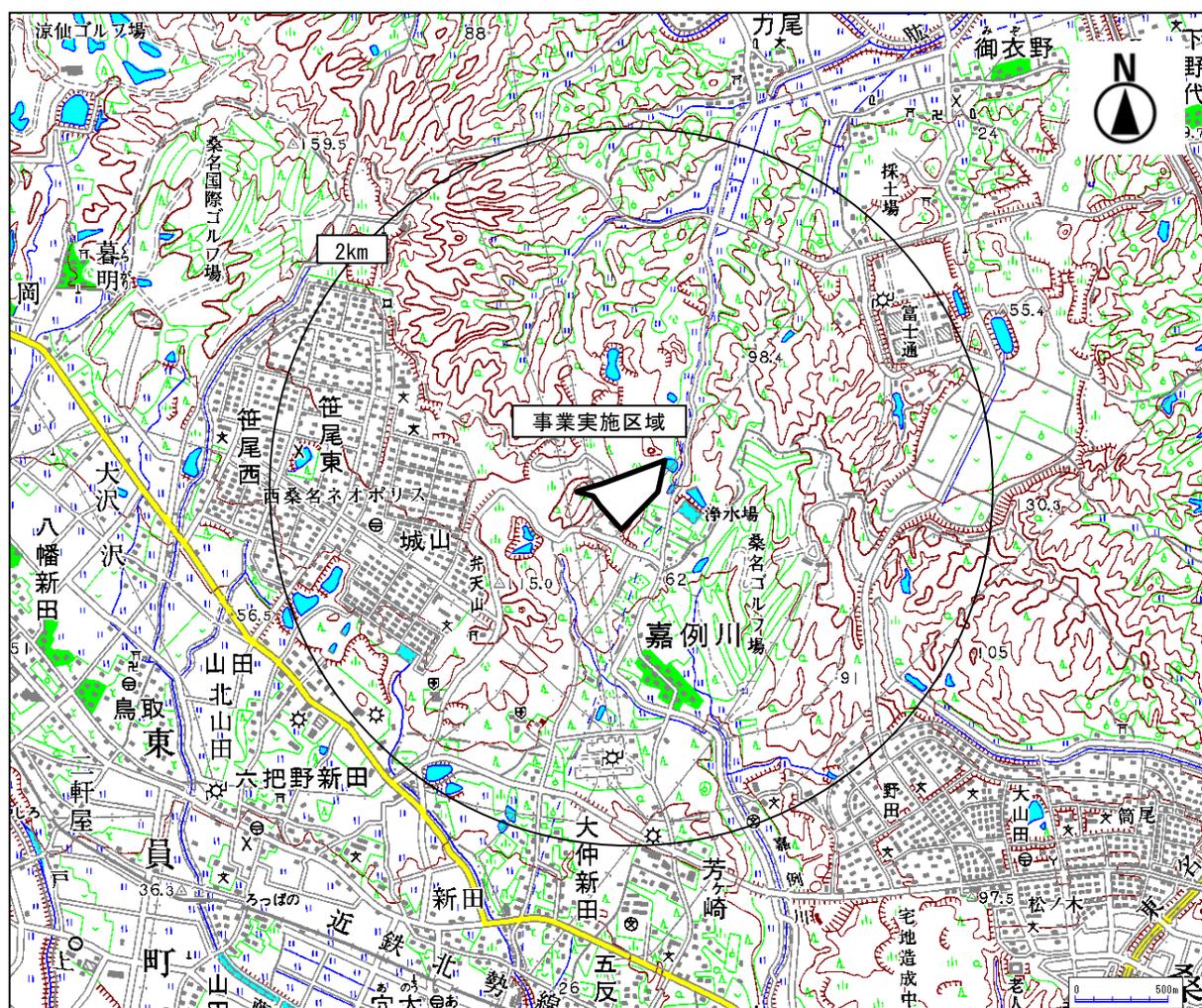


図 1-1 事業の実施場所

2. 大気質

2-1 調査概要

RDF発電施設からの排ガス濃度の監視を行うため、ばい煙測定を実施した。

2-2 調査年月日及び調査項目

調査年月日及び調査項目は表 2-1 に、調査項目及び分析方法は表 2-2 に示したとおりである。

なお、2月に実施を予定していた2号炉については、炉の整備のため3月に変更して実施した。

表 2-1 調査年月日及び調査項目

測定炉	調査年月日 調査項目	平成25年										平成26年		測定回数
		4/22	4/23	6/25	6/27	8/27	8/28	10/17	10/18	12/19	12/20	2/13	3/6	
1号炉	ばいじん	○		○		○		○		○		○		6回
	硫黄酸化物 (SO _x)	○		○		○		○		○		○		6回
	窒素酸化物 (NO _x)	○		○		○		○		○		○		6回
	塩化水素 (HCl)	○		○		○		○		○		○		6回
	ダイオキシン類	○												1回
	カドミウム	○												1回
	鉛	○												1回
2号炉	ばいじん		○		○		○		○		○		○	6回
	硫黄酸化物 (SO _x)		○		○		○		○		○		○	6回
	窒素酸化物 (NO _x)		○		○		○		○		○		○	6回
	塩化水素 (HCl)		○		○		○		○		○		○	6回
	ダイオキシン類		○											1回
	カドミウム		○											1回
	鉛		○											1回

表 2-2 調査項目及び分析方法

調査項目	分析方法
ばいじん	JIS Z 8808、大気汚染防止法施行規則
硫黄酸化物 (SO _x)	JIS K 0103 7.1、大気汚染防止法施行規則
窒素酸化物 (NO _x)	JIS K 0104 6、大気汚染防止法施行規則
塩化水素 (HCl)	JIS K 0107 7.1、大気汚染防止法施行規則
ダイオキシン類	JIS K 0311、「排ガス中のダイオキシン類の測定方法」(2008)
カドミウム	JIS K 0083 7.3
鉛	JIS K 0083 8.3

2-3 調査地点

調査地点は、RDF発電施設の1号炉、2号炉の煙道測定口とした。

2-4 調査結果

調査結果は表2-3、4に示したとおりであり、いずれの項目も全ての調査時期で「大気汚染防止法に定める排出基準値及びダイオキシン類対策特別措置法に定める排出基準値（以下、「排出基準」という）を下回る値であった。

また、評価書に記載した環境保全目標を達成するために設定した値（以下、「設定値」という）との比較では、1号炉、2号炉ともこの設定値を下回る値であった。

表 2-3 ばい煙測定結果（1号炉）

項目	単位	調査結果						設定値	排出基準 ^{注1}
		4月	6月	8月	10月	12月	2月		
ばいじん (0n=12%換算)	g/m ³ N	<0.0001	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003以下	0.04以下
SO _x ^{注2} (0n=12%換算)	ppm	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	1以下	—
	m ³ N/h	<0.01	<0.01	<0.01	<0.02	<0.02	<0.02	—	—
実測K値	—	<0.002	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004	<0.004	—	K値：17.5
NO _x (0n=12%換算)	ppm	55	59	58	67	58	53	74以下	250以下
HCl (0n=12%換算)	mg/m ³ N	<2	<2	<2	<2	<2	<2	65以下	700以下
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0.00013	—	—	—	—	—	0.1以下	0.1以下
カドミウム	mg/m ³ N	<0.01	—	—	—	—	—	—	1.0以下
鉛	mg/m ³ N	<0.05	—	—	—	—	—	—	—

注1：「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」に定められる排出基準を示す。

※：ただし、カドミウム、鉛については、「大気汚染防止法」の適用は受けないが、参考までに排出基準を示した。

注2：SO_xにおいては、設定値では排出濃度（単位：ppm）を示しているが、排出基準はK値で規制されていることから、実測K値を示した。

表 2-4 ばい煙測定結果（2号炉）

項目	単位	調査結果						設定値	排出基準 ^{注1}
		4月	6月	8月	10月	12月	3月		
ばいじん (0n=12%換算)	g/m ³ N	<0.0005	0.0001	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003以下	0.04以下
SO _x ^{注2} (0n=12%換算)	ppm	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	1以下	—
	m ³ N/h	<0.01	<0.02	<0.01	<0.01	<0.02	<0.02	—	—
実測K値	—	<0.002	<0.004	<0.002	<0.002	<0.004	<0.004	—	K値：17.5
NO _x (0n=12%換算)	ppm	56	60	61	56	61	58	74以下	250以下
HCl (0n=12%換算)	mg/m ³ N	2	<2	<2	<2	<2	<2	65以下	700以下
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0.00018	—	—	—	—	—	0.1以下	0.1以下
カドミウム	mg/m ³ N	<0.01	—	—	—	—	—	—	1.0以下
鉛	mg/m ³ N	<0.05	—	—	—	—	—	—	—

注1：「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」に定められる排出基準を示す。

※：ただし、カドミウム、鉛については、「大気汚染防止法」の適用は受けないが、参考までに排出基準を示した。

注2：SO_xにおいては、設定値では排出濃度（単位：ppm）を示しているが、排出基準はK値で規制されていることから、実測K値を示した。

3. 水 質

3-1 調査概要

RDF発電施設より排出される生活排水が、周辺水域に及ぼす影響を把握するため、水質測定を実施した。

3-2 調査年月日及び調査項目

調査年月日及び調査項目は表 3-1 に、調査項目及び分析方法は表 3-2 に示したとおりである。

表 3-1 調査年月日及び調査項目

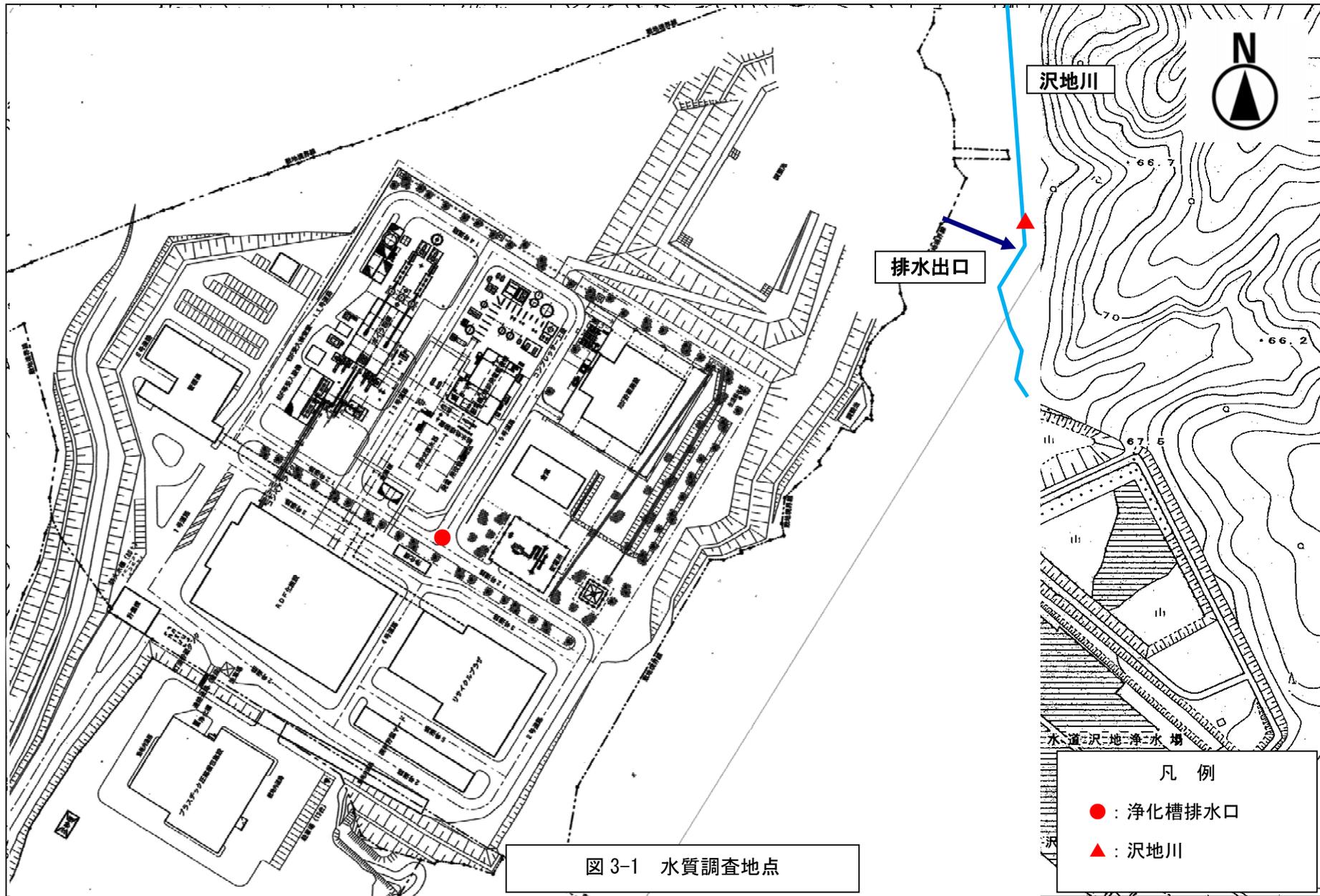
調査年月日	調査項目
平成 25 年 4 月 22 日	表 3-2 のとおり
平成 25 年 7 月 16 日	
平成 25 年 10 月 15 日	
平成 26 年 1 月 16 日	

表 3-2 調査項目及び分析方法

調査項目	分析方法
水素イオン濃度 (pH)	JIS K 0102 12.1
生物化学的酸素要求量 (BOD)	JIS K 0102 21 及び 32.3
化学的酸素要求量 (COD)	JIS K 0102 17
浮遊物質量 (SS)	昭和 46 環告第 59 号付表 9
大腸菌群数	昭和 37 厚生省・建設省令第 1 号
窒素含有量 (T-N)	JIS K 0102 45.2 及び 45.4
燐含有量 (T-P)	JIS K 0102 46.3.1
水温	JIS K 0102 7.2
排出量 (流量)	JIS K 0094 8.2 及び 8.4

3-3 調査地点

調査地点は、図 3-1 に示した浄化槽の排水口と沢地川の排水放流先下流とした。



3-4 調査結果

調査結果は表 3-3、4 に示したとおりである。

表 3-3 水質調査結果（浄化槽排水口）

項目	単位	調査結果				設定値	排出基準
		4月22日	7月16日	10月15日	1月16日		
pH	—	7.7	7.3	7.6	7.8	—	5.8~8.6
BOD	mg/ℓ	0.6	検出せず (<0.5)	0.5	0.6	10(20)以下	160(120)以下
COD	mg/ℓ	3.7	2.0	2.9	1.7	10(20)以下	160(120)以下
SS	mg/ℓ	検出せず (<1)	検出せず (<1)	1	検出せず (<1)	—	200(150)以下
大腸菌群数	個/cm ³	1	1	検出せず	検出せず	—	3000 以下
T-N	mg/ℓ	4.8	7.7	5.1	10	10(20)以下	120(60)以下
T-P	mg/ℓ	1.9	1.0	1.0	1.8	1(2)以下	16(8)以下
水温	℃	24.8	29.8	27.1	21.4	—	—
排水量	t/h	0.36	1.4	1.5	3.6	—	—
	(m ³ /分)	0.006	0.024	0.025	0.060		

注1：設定値は通常放流水濃度、（ ）内の数値は最大放流水濃度を示す。

注2：排出基準の（ ）内の数値は日間平均値を示す。

表 3-4 水質調査結果（沢地川）

項目	単位	調査結果				設定値
		4月22日	7月16日	10月15日	1月16日	
pH	—	8.6	7.7	7.9	7.7	—
BOD	mg/ℓ	1.8	0.7	0.9	検出せず (<0.5)	(1.3)以下
COD	mg/ℓ	4.1	2.9	3.1	2.7	6 以下
SS	mg/ℓ	4.5	2.5	1.5	7.2	—
大腸菌群数	個/cm ³	3	47	24	検出せず	—
T-N	mg/ℓ	0.58	0.95	2.2	1.2	1 以下
T-P	mg/ℓ	0.060	0.13	0.48	0.10	(0.011)以下
水温	℃	21.4	25.1	19.0	7.2	—
流量	t/s	0.008	0.004	0.003	0.017	—
	(m ³ /分)	0.48	0.26	0.19	1.0	
沢地川流量に対する 浄化槽排水流入比率		1.3%	9.2%	13.2%	6.0%	

注：設定値欄で（ ）内に示した数値は、環境影響評価書における調査データ（平成9年度実施）である。

浄化槽排水については、全ての調査月の全ての項目で、「水質汚濁防止法に定める排出基準値（以下、「排出基準」という。）」を満足していた。

また、BOD、COD、T-N、T-Pの値について、評価書に記載した環境保全目標を達成するために設定した値（以下、「設定値」という。）と比較すると、BOD、COD、T-Nでは全て設定値を下回る値であった。

T-Pでは、4月と1月の調査日で通常放流水濃度を上回る値であったが最大放流水濃度は下回る値であった。7月と10月の調査では設定値を満足する値であった。

T-Pについて最大放流水濃度は全て満足したが、通常放流水濃度を超えたため、以下の対策を講じた。

- ① 洗剤等の使用の適正化を再徹底した。
- ② 排水処理施設（浄化槽）の日常の管理強化を、保守点検業者に依頼した。

一方、浄化槽排水の流入する沢地川における水質調査結果について、浄化槽排水と同様に、BOD、COD、T-N、T-Pの値を設定値と比較すると、BODは4月が、T-Nは10月と1月が、T-Pは全調査月で平成9年の調査時の濃度を上回る値であった。しかし、浄化槽排水では、T-Pの一部で通常放流水濃度を上回る値がみられるものの、河川の流量に対する排水量の割合をみると、本河川への排水の寄与率（4月：1.3%、7月：9.2%、10月：13.2%、1月：6.0%）はいずれも低いことから、本施設からの影響は小さいものと考えられる。

なお、平成24年1月頃から本施設北側の「桑名市多度力尾土地区画整理事業」、東側の「県道26号（四日市多度線）の改良工事」（共に造成工事。以下、本報告書において「隣接造成工事」という。）が施工されており、当該造成工事による沢地川への濁水の影響が懸念されたが、今回の測定結果からは影響を受けたと判断するには至らなかった。

4. 騒音・振動

4-1 調査概要

RDF発電施設より発生する騒音・振動の影響を把握するため、事業実施区域の敷地境界において騒音・振動測定を実施した。

4-2 調査年月日及び調査内容

調査年月日及び調査内容、調査方法は表 4-1 に示したとおりである。

なお、本調査は例年初夏の時期に実施しているが、前述の「3. 水質」の項にも示したとおり、今回に限り当該造成工事による騒音・振動の影響を極力抑えるため、重機等の稼働が概ね終了する時期に調査を行った。

表 4-1 調査年月日及び調査内容、調査方法

調査年月日	調査内容	調査方法
平成 25 年 12 月 14 日～15 日	騒音調査	「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日厚、農、通、運告 1）
	振動調査	「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和 51 年 11 月 10 日環告 90）

4-3 調査地点

従前どおり図 4-1 に示した敷地境界 3 地点で行った。

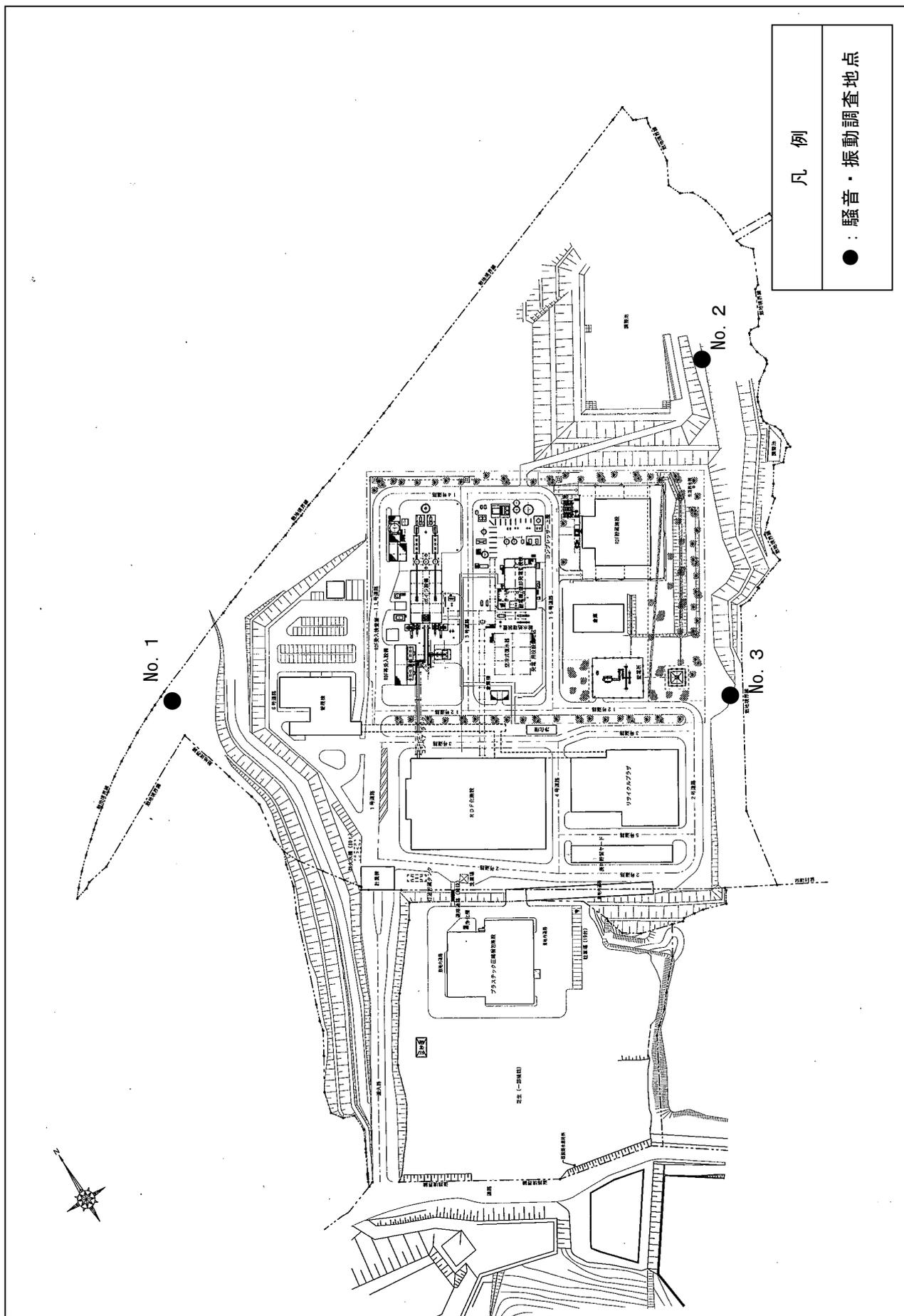


図 4-1 騒音・振動調査地点

4-4 調査結果

敷地境界における騒音レベルは表 4-2 に、振動レベルについては表 4-3 に示したとおりである。

敷地境界における騒音レベルを、環境保全目標に示した時間帯別に見ると「朝」の時間帯では 43～47dB、「昼間」の時間帯では 41～57dB、「夕」の時間帯では 38～45dB、「夜間」の時間帯では 38～47dB であり、いずれの地点・時間帯も、評価書記載の環境保全目標を満足していた。

また、振動レベルについては、「昼間」時間帯では 30dB 未満～36dB、「夜間」の時間帯ではいずれも 30dB 未満であり、いずれも評価書記載の環境保全目標を満足していた。

表 4-2 騒音調査結果

(単位：dB)

測定時間	騒音レベル (L ₅)			環境保全目標 (評価書)	
	No.1	No.2	No.3	目標値	区分
6 時台	44	45	43	55 以下	朝
7 時台	45	47	44		
8 時台	43	48	46	60 以下	昼間
9 時台	43	47	44		
10 時台	43	45	44		
11 時台	49	46	45		
12 時台	45	46	44		
13 時台	46	47	42		
14 時台	49	46	44		
15 時台	47	47	43		
16 時台	57	47	43		
17 時台	46	45	42		
18 時台	44	46	41		
19 時台	45	45	42	55 以下	夕
20 時台	40	45	41		
21 時台	38	45	40		
22 時台	46	47	43	50 以下	夜間
23 時台	44	46	41		
0 時台	38	45	41		
1 時台	40	46	41		
2 時台	44	46	42		
3 時台	44	46	43		
4 時台	38	45	42		
5 時台	39	45	42		

※：環境保全目標値は、三重県公害防止条例の「指定施設」に係る騒音の排出基準。

表 4-3 振動調査結果

(単位：dB)

測定時間	振動レベル (L10)			環境保全目標 (評価書)	
	No.1	No.2	No.3	目標値	区分
6 時台	<30	<30	<30	60	夜間
7 時台	<30	<30	<30		
8 時台	<30	<30	<30	65	昼間
9 時台	<30	<30	<30		
10 時台	<30	<30	<30		
11 時台	<30	<30	<30		
12 時台	<30	<30	<30		
13 時台	<30	<30	<30		
14 時台	<30	<30	<30		
15 時台	30	<30	<30		
16 時台	36	<30	<30		
17 時台	<30	<30	<30		
18 時台	<30	<30	<30		
19 時台	<30	<30	<30	60	夜間
20 時台	<30	<30	<30		
21 時台	<30	<30	<30		
22 時台	<30	<30	<30		
23 時台	<30	<30	<30		
0 時台	<30	<30	<30		
1 時台	<30	<30	<30		
2 時台	<30	<30	<30		
3 時台	<30	<30	<30		
4 時台	<30	<30	<30		
5 時台	<30	<30	<30		

※：環境保全目標値は、三重県公害防止条例の「指定施設」に係る振動の排出基準。

5. 土 壌

5-1 調査概要

RDF発電施設からの排ガスによる土壌汚染の状況を把握するため、周辺の土壌調査を実施した。

5-2 調査年月日及び調査内容、調査方法

調査年月日及び調査内容、調査方法は表 5-1 に示したとおりである。

また、従前から土壌調査は「4. 騒音・振動」の調査と同時期に行っていることから、今回については同様に、平成 25 年 11 月とした。

表 5-1 調査年月日及び調査内容、調査方法

調査年月日	調査内容	調査方法
平成 25 年 11 月 8 日	ダイオキシン類	ダイオキシン類に係る 土壌調査測定マニュアル (平成 21 年 環境省水・大気環境局)

5-3 調査地点

調査は、従前どおり図 5-1 に示した事業実施区域の周辺 4 地点で行った。

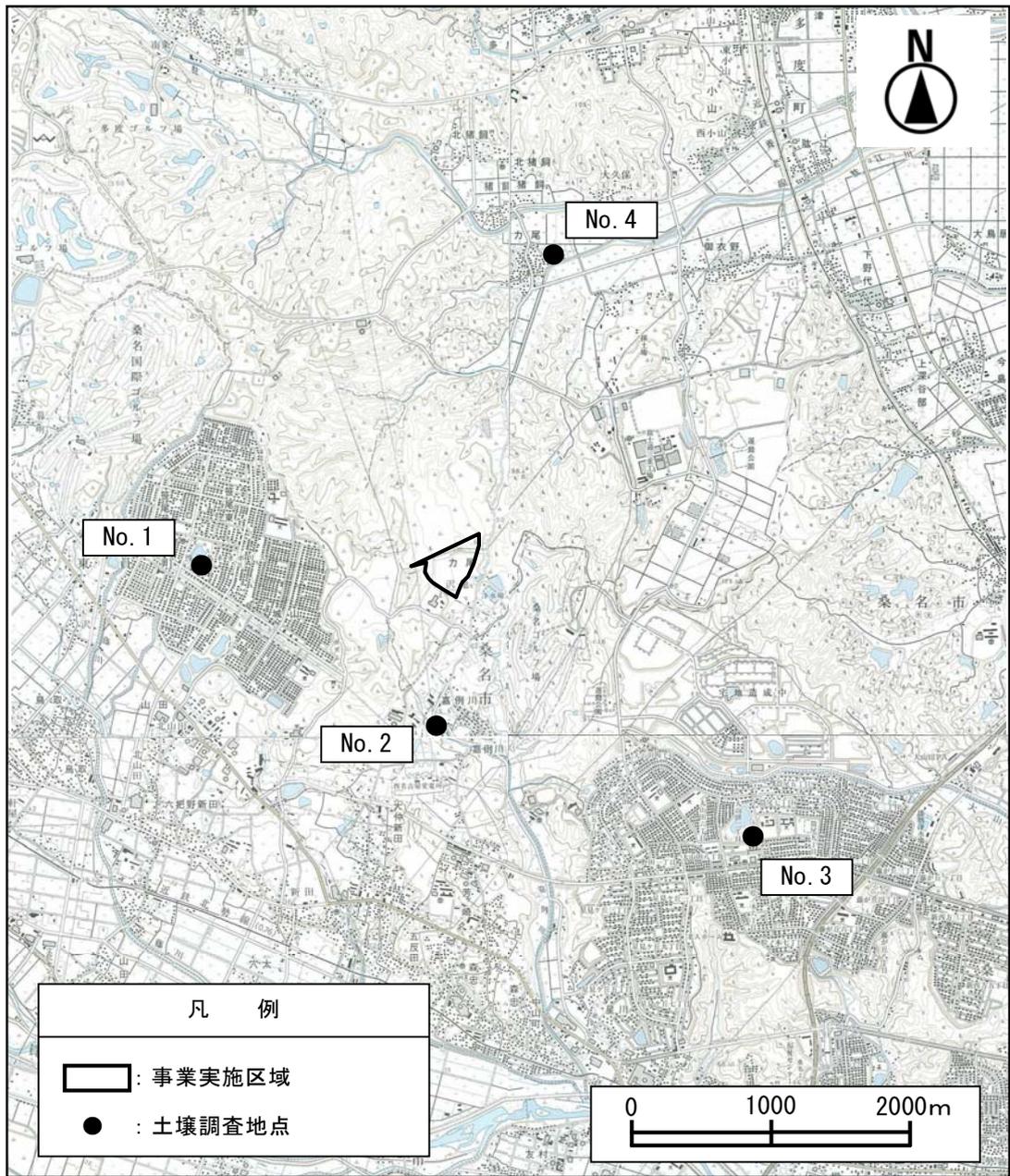


図 5-1 土壤調査地点

5-4 調査結果

周辺土壌のダイオキシン類の調査結果は表 5-2 に示したとおり、すべての地点において土壌環境基準値の 1000 pg-TEQ/g を大きく下回る値であった。さらに、追加調査や継続的なモニタリングが必要となる調査指標値の 250 pg-TEQ/g も大きく下回る値であった。

また、今回の調査結果を表 5-3 に示したとおり、環境省及び三重県が実施した調査結果と比較した。その結果、今回の値は三重県の一般土壌調査結果との比較では、平均値・最大値とも県の値をやや上回る結果であったが、環境省の一般環境把握調査結果や発生源周辺状況把握調査結果の平均値・最大値を下回る結果であり、問題のない土壌であると考えられる。

表 5-2 土壌ダイオキシン類調査結果

調査地点	調査結果 (pg-TEQ/g)	環境基準値 (pg-TEQ/g)
No.1 (榑 [°] リス)	0.39	1,000
No.2 (嘉例川)	5.6	
No.3 (大山田)	0.70	
No.4 (力尾)	1.1	

表 5-3 環境省、三重県の調査結果との比較

調査地点		平均値 (pg-TEQ/g)	範囲 (pg-TEQ/g)
今回の調査結果 (n=4)		1.9	0.39~5.6
環境省 ^{※1}	発生源周辺状況把握調査 (n=295)	6.7	0~140
	一般環境把握調査 (n=674)	2.0	0~96
三重県 ^{※2}	一般土壌 (n=5)	0.54	0.035~1.8

注：表中の「n」は測定地点数を示す。

※1：「平成 23 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果（平成 25 年 3 月 環境省）」

※2：「平成 24 年度のダイオキシン類環境調査結果（平成 25 年 10 月 17 日 三重県環境生活部 大気・水環境課）」

6. 植物調査

6-1 残存緑地・回復緑地の観察

6-1-1 調査概要

事業実施区域内の残存緑地の樹林等の状況及び回復緑地の植栽樹木の状況を現地で観察するとともに、写真撮影により比較した。

6-1-2 調査年月日及び調査内容

調査年月日及び調査内容は、表 6-1-1 に示したとおりである。

表 6-1-1 調査年月日及び調査内容

調査年月日	調査内容
平成 25 年 11 月 11 日	現地観察及び写真撮影

6-1-3 調査地点

調査地点は、図 6-1-1 に示したとおり事業実施区域の残存緑地及び回復緑地が一望できる場所とした。

6-1-4 調査結果

残存緑地・回復緑地の写真を、写真 6-1-1 に示した。

また、過去の状況を写真 6-1-2 に示した。

残存緑地については、大きな変化もなく、良好であると考えられる。

回復緑地については、植栽された樹木や法面の下草も順調に生育しており、残存緑地との境界も不明瞭となるほど周辺の緑地と調和のとれた緑地へと推移していると思われる。

なお、隣接造成工事による残存緑地及び回復緑地への影響が懸念されるところではあるが、今回の調査結果からは明らかな影響は認められなかった。

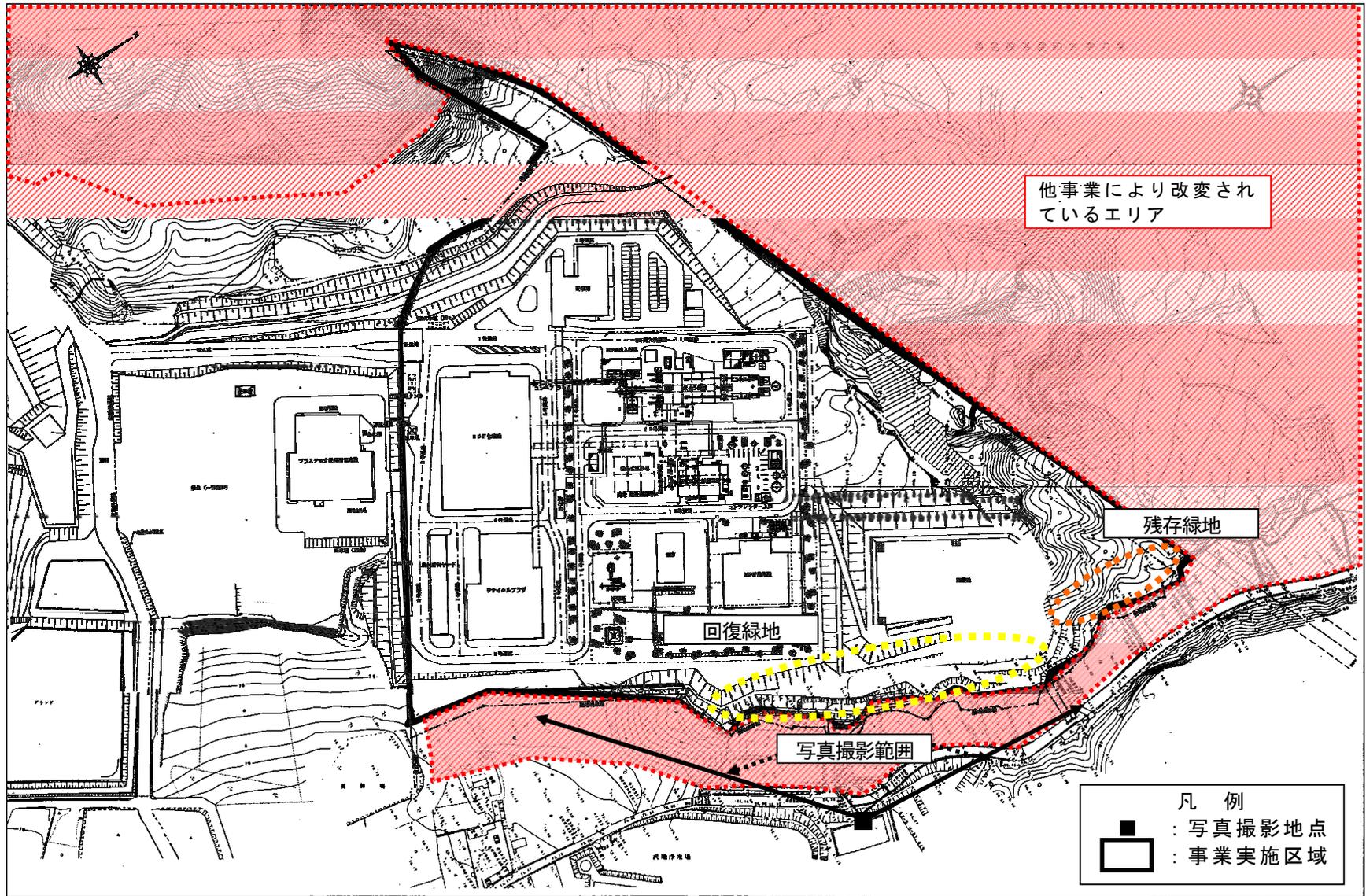


図 6-1-1 調査地点

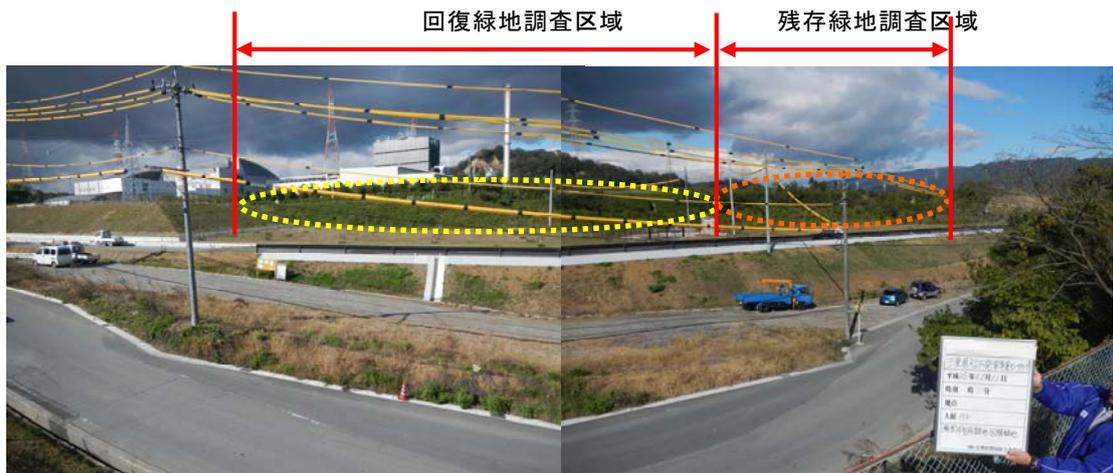


写真 6-1-1 残存緑地・回復緑地（平成 25 年 11 月 11 日）



写真 6-1-2(1) 残存緑地・回復緑地（平成 24 年 11 月 16 日：参考）



写真 6-1-2(2) 残存緑地・回復緑地（平成 23 年 11 月 17 日：参考）



写真 6-1-2(3) 残存緑地・回復緑地（平成 22 年 12 月 2 日：参考）



写真 6-1-2(4) 残存緑地・回復緑地（平成 21 年 11 月 24 日：参考）



写真 6-1-2(5) 残存緑地・回復緑地（平成 20 年 11 月 21 日：参考）



写真 6-1-2(6) 残存緑地・回復緑地（平成 19 年 11 月 14 日：参考）



写真 6-1-2(7) 残存緑地・回復緑地（平成 18 年 11 月 29 日：参考）



写真 6-1-2(8) 残存緑地・回復緑地（平成 17 年 12 月 20 日：参考）



写真 6-1-2(9) 残存緑地・回復緑地（平成 16 年 11 月 30 日：参考）



写真 6-1-2(10) 残存緑地・回復緑地（平成 15 年 12 月 16 日：参考）



写真 6-1-2(11) 残存緑地・回復緑地（平成 14 年 11 月 1 日：参考）



写真 6-1-2(12) 残存緑地・回復緑地（平成 14 年 2 月 13 日：参考）



写真 6-1-2(13) 残存緑地・回復緑地（平成 13 年 2 月 20 日：参考）

6-2 指標種の観察

6-2-1 調査概要

事業実施区域周辺において大気汚染の指標となるケヤキ、ウメノキゴケの観察を行った。

6-2-2 調査年月日及び調査内容

調査年月日及び調査内容は表 6-2-1 に示したとおりである。

表 6-2-1 調査年月日及び調査内容

調査年月日	調査対象種	調査内容
平成 25 年 4 月 25 日 平成 25 年 7 月 11 日 平成 25 年 10 月 15 日 平成 26 年 1 月 21 日	ケヤキ ウメノキゴケ	現地観察及び写真撮影

6-2-3 調査地点

調査は図 6-2-1 に示した地点でそれぞれの種の観察を行った。

また、ケヤキについては図 6-2-2 に示した城山緑地グラウンド周辺（事業実施区域より西約 600m）において対照木としての観察も行った。

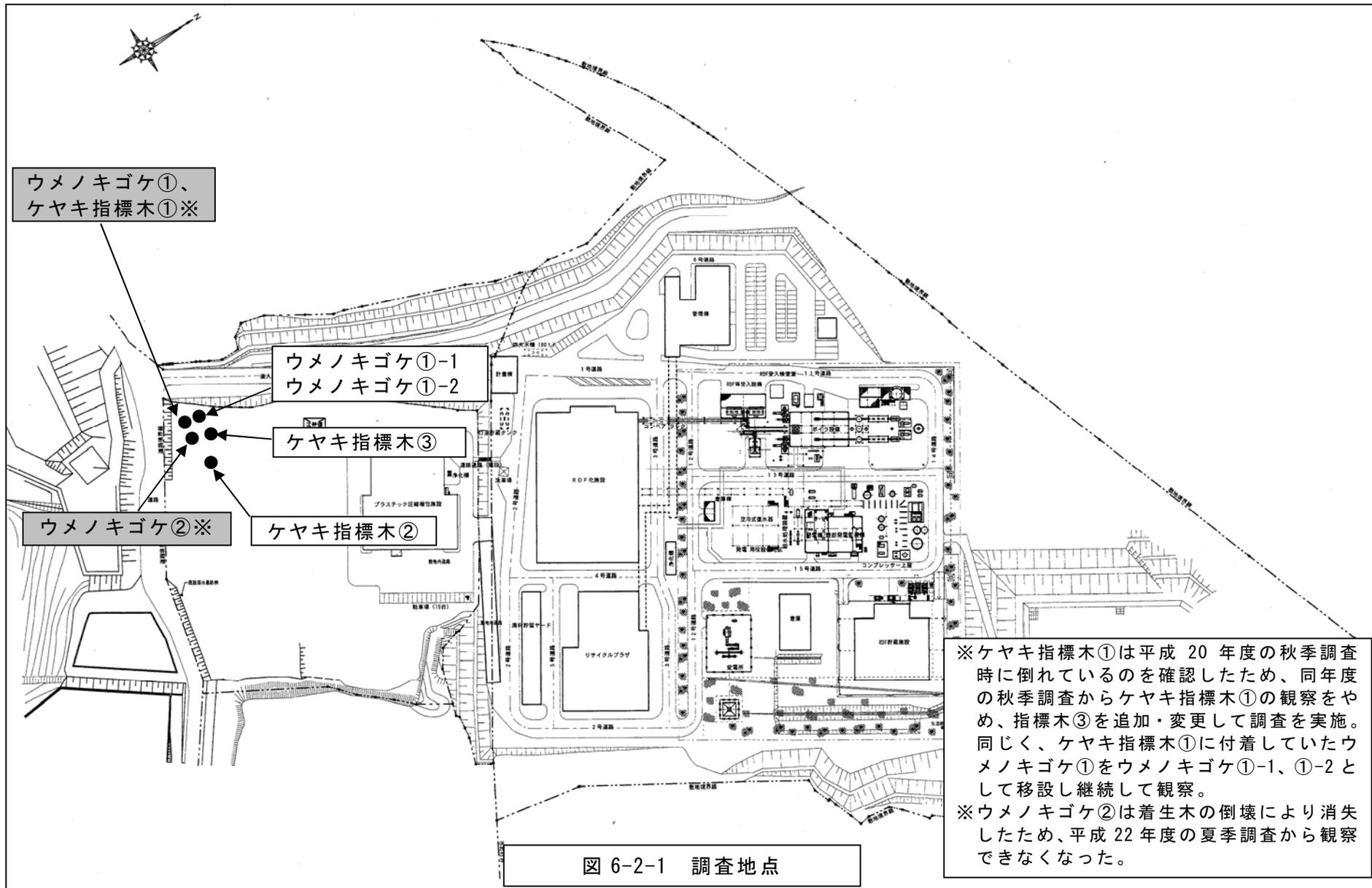


図 6-2-1 調査地点

※ケヤキ指標木①は平成 20 年度の秋季調査時に倒れているのを確認したため、同年度の秋季調査からケヤキ指標木①の観察をやめ、指標木③を追加・変更して調査を実施。同じく、ケヤキ指標木①に付着していたウメノキゴケ①をウメノキゴケ①-1、①-2として移設し継続して観察。

※ウメノキゴケ②は着生木の倒壊により消失したため、平成 22 年度の夏季調査から観察できなくなった。

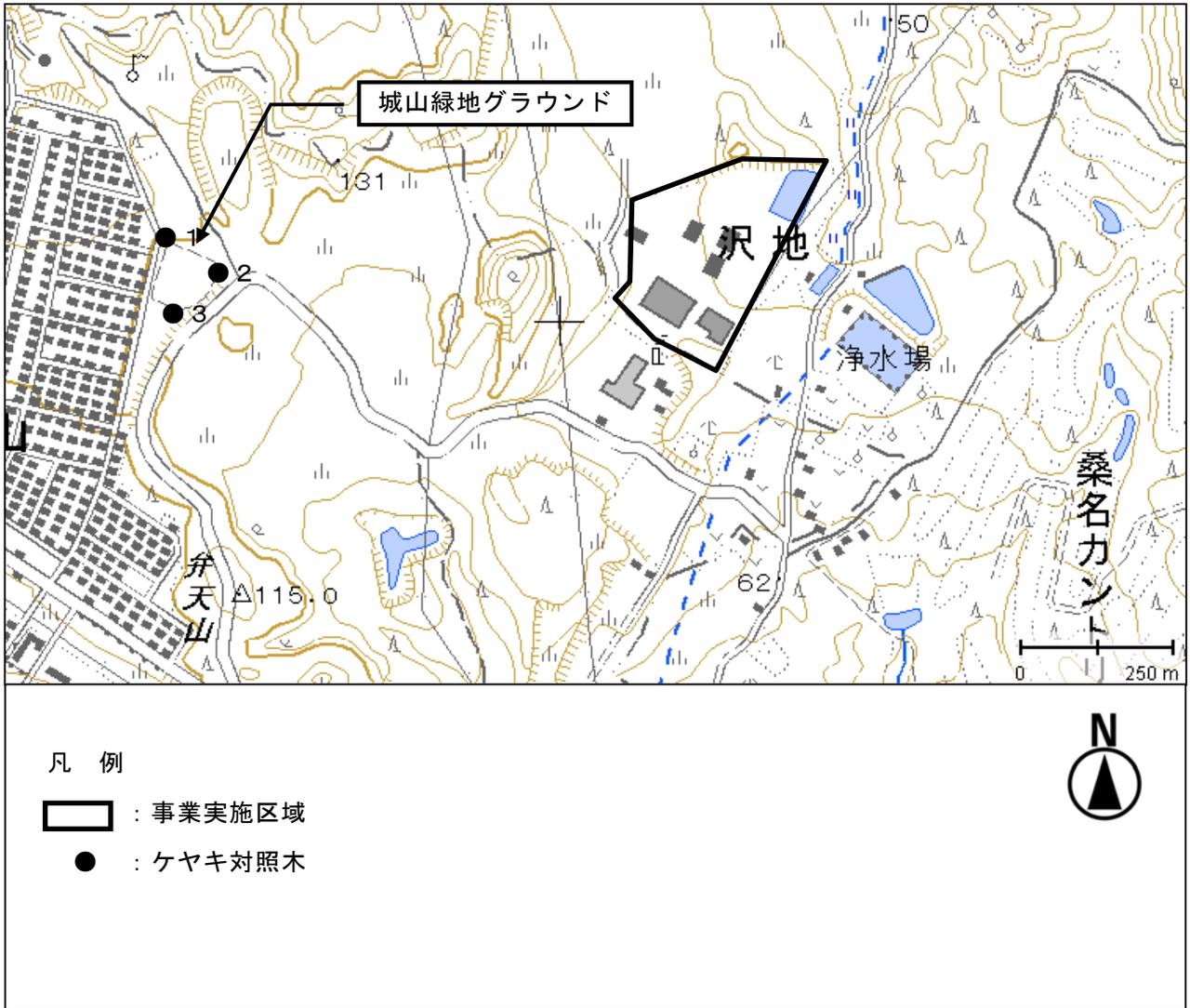


図 6-2-2 調査地点

6-2-4 調査結果

① ケヤキ

指標木③の生育状態は良好である。

指標木②については、春季から夏季にかけての繁茂期においても葉の繁りが疎らであり生育状態はやや不良である。これについては周辺の常緑樹の成長・繁茂に伴って、当ケヤキに対する日射、通風が遮られていることが要因ではないかと考えられる。しかしながら、日当たりのよい先端部等の枝では展葉もみられることから、生育状況はやや不良ながらも維持されていると考えられる。

対照木については、樹形や葉の繁りの状況からみて、全て生育状態は良好である。

調査の状況は、写真 6-2-1~5 に示したとおりである。

② ウメノキゴケ

「ウメノキゴケ①-1」、「ウメノキゴケ①-2」は共に、倒れた指標木①のケヤキ上に生育していた「ウメノキゴケ①」を樹皮ごと剥ぎとり、隣接するシュロの2本に別々に紐でくくりつけたものである。

調査の結果、表 6-2-2 に示したとおり、ウメノキゴケ①-1は中央部が茶褐色を帯び、また秋季から冬季では、右上部分の欠落もみられ、生育状態はやや不良であるが、すぐ横に設定したウメノキゴケ①-2は、上部及び下部とも生育良好であった。

平成12年からの調査結果は表 6-2-3 に示したとおりで、僅かながら生長がみられる。

今年度の調査の状況は写真 6-2-6~13 に示したとおりである。

以上の結果から、ケヤキについては一部では生育不良の個体もみられるが、他の個体は生育が良好であるため、この生育不良の個体については、病虫害による生育不良や、日照・風通しの条件等が影響していると考えられ、大気汚染以外の要因によるものと考えられた。

また、ウメノキゴケについても一部黒変・欠落して生育不良の株がみられるものの、生育良好な株もみられることから、生育不良の原因については、日照等の大気汚染以外の要因によるものと考えられた。

このことから、この一年間での当事業所の排ガス等からの大気汚染への影響はないものと考えられる。

なおウメノキゴケについては、日照不良による生育不良が考えられるため、次年度以降に、周辺樹木の枝打ち等の管理を行うことについて、関係者と協議を行い、ウメノキゴケへの日当たり等の適正な生育環境保持対策の実施を検討することとする。

表 6-2-2 ウメノキゴケの生育状況（平成 25 年度）

確認地点	確認株	確認状況				備考
		春季	夏季	秋季	冬季	
ウメノキゴケ①-1	上部	8.0×10.0	8.0×9.0	6.5×7.0	6.0×6.2	中央部が茶褐色となり生育状態はやや不良 秋季から冬季には、右上一部が欠落している状況がみられた
ウメノキゴケ①-2	上部	13.5×12.0	13.5×12.0	13.5×12.5	13.5×12.5	色は良く、生育状態は良好
	下部	10.0×11.0	11.0×11.5	11.0×11.5	11.0×11.5	色は良く、生育状態は良好

表 6-2-3(1) ウメノキゴケの生育状況（過年度：その1）

確認地点	確認株	大きさ (cm)						
		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
ウメノキゴケ①	上部	14.0×16.0	16.0×16.0	18.0×19.0	19.5×20.0	20.0×23.0	19.0×20.0	16.0×16.0
ウメノキゴケ②	上部	8.0×10.0	9.0×10.0	10.0×11.0	11.0×12.5	11.0×13.0	12.0×13.0	13.5×13.0
	中部	2.5×3.0	2.5×3.0	4.0×4.5	5.0×5.3	5.5×5.5	6.5×6.5	6.5×8.0
	下部	4.0×4.0	5.0×4.5	6.0×5.5	7.0×5.5	7.0×6.0	8.0×6.0	8.0×6.0

※：各年度とも冬季の結果を記載

表 6-2-3(2) ウメノキゴケの生育状況（過年度：その2）

確認地点	確認株	大きさ (cm)					
		H19	H20	H21	H22	H23	H24
ウメノキゴケ①	上部	15.5×12.0					
ウメノキゴケ①-1	上部		7.5×9.5	7.5×10.0	7.5×10.0	7.5×10.0	8.0×10.0
ウメノキゴケ①-2	上部		12.0×11.0	13.0×11.5	13.0×11.5	13.0×11.5	13.5×12.0
	下部		8.8×10.0	9.0×10.5	9.5×10.5	9.5×11.0	10.0×11.0
ウメノキゴケ②	上部	13.5×14.0	14.0×14.5	計測不能			
	中部	7.5×7.0	7.5×7.0	計測不能			
	下部	7.0×8.0	7.0×8.0	計測不能			

※1：各年度とも冬季の結果を記載

※2：平成 19 年度まで確認していたウメノキゴケ①は、平成 20 年度に着生木が枯死により倒壊していたため、本株の着生している樹皮をとり、隣接する木に紐で巻きつけ、観察を続けることとした。

※3：ウメノキゴケ②は平成 22 年度に着生木が枯死により倒壊し、併せて本株も消失したため、同年の夏季以降、観察できなくなった。



写真 6-2-1(1) ケヤキ指標木②
(平成 25 年 4 月 25 日)



写真 6-2-1(2) ケヤキ指標木②
(平成 25 年 7 月 11 日)



写真 6-2-1(3) ケヤキ指標木②
(平成 25 年 10 月 15 日)



写真 6-2-1(4) ケヤキ指標木②
(平成 26 年 1 月 21 日)



写真 6-2-2(1) ケヤキ指標木③
(平成 25 年 4 月 25 日)



写真 6-2-2(2) ケヤキ指標木③
(平成 25 年 7 月 11 日)



写真 6-2-2(3) ケヤキ指標木③
(平成 25 年 10 月 15 日)



写真 6-2-2(4) ケヤキ指標木③
(平成 26 年 1 月 21 日)



写真 6-2-3(1) ケヤキ対照木①
(平成 25 年 4 月 25 日)



写真 6-2-3(2) ケヤキ対照木①
(平成 25 年 7 月 11 日)



写真 6-2-3(3) ケヤキ対照木①
(平成 25 年 10 月 15 日)



写真 6-2-3(4) ケヤキ対照木①
(平成 26 年 1 月 21 日)



写真 6-2-4(1) ケヤキ対照木②
(平成 25 年 4 月 25 日)



写真 6-2-4(2) ケヤキ対照木②
(平成 25 年 7 月 11 日)



写真 6-2-4(3) ケヤキ対照木②
(平成 25 年 10 月 15 日)



写真 6-2-4(4) ケヤキ対照木②
(平成 26 年 1 月 21 日)



写真 6-2-5(1) ケヤキ対照木③
(平成 25 年 4 月 25 日)



写真 6-2-5(2) ケヤキ対照木③
(平成 25 年 7 月 11 日)



写真 6-2-5(3) ケヤキ対照木③
(平成 25 年 10 月 15 日)



写真 6-2-5(4) ケヤキ対照木③
(平成 26 年 1 月 21 日)



写真 6-2-6(1) 移設ウメノキゴケ①-1
(平成 25 年 4 月 25 日)



写真 6-2-7(1) 移設ウメノキゴケ①-1
(平成 25 年 7 月 11 日)



写真 6-2-6(2) 移設ウメノキゴケ①-1
(平成 25 年 4 月 25 日)



写真 6-2-7(2) 移設ウメノキゴケ①-1
(平成 25 年 7 月 11 日)

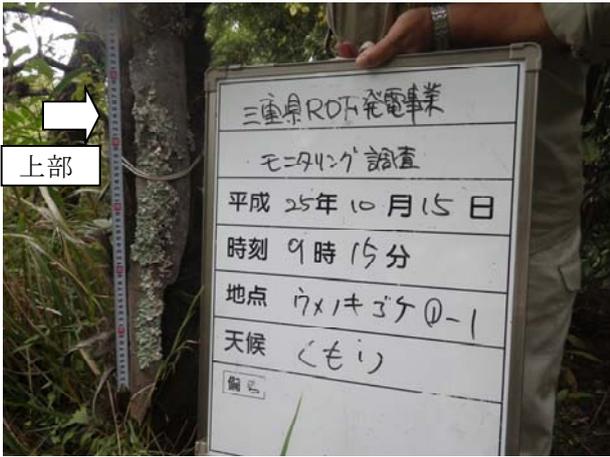


写真 6-2-8(1) 移設ウメノキゴケ①-1
(平成 25 年 10 月 15 日)

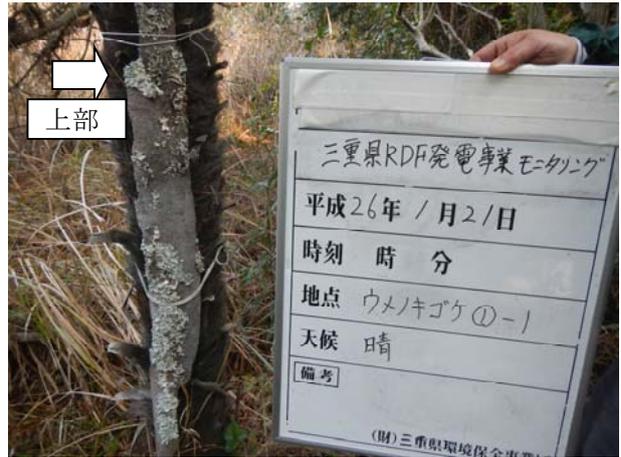


写真 6-2-9(1) 移設ウメノキゴケ①-1
(平成 26 年 1 月 21 日)



写真 6-2-8(2) 移設ウメノキゴケ①-1
(平成 25 年 10 月 15 日)



写真 6-2-9(2) 移設ウメノキゴケ①-1
(平成 26 年 1 月 21 日)

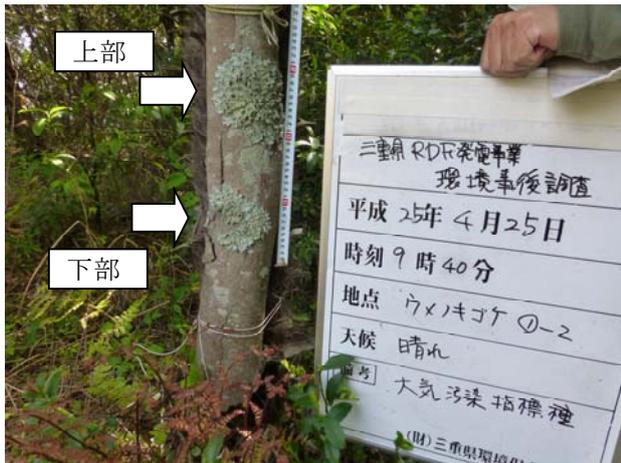


写真 6-2-10(1) 移設ウメノキゴケ①-2
(平成 25 年 4 月 25 日)



写真 6-2-11(1) 移設ウメノキゴケ①-2
(平成 25 年 7 月 11 日)



写真 6-2-10(2) 移設ウメノキゴケ①-2
(平成 25 年 4 月 25 日)



写真 6-2-11(2) 移設ウメノキゴケ①-2
(平成 25 年 7 月 11 日)



写真 6-2-10(3) 移設ウメノキゴケ①-2
(平成 25 年 4 月 25 日)



写真 6-2-11(3) 移設ウメノキゴケ①-2
(平成 25 年 7 月 11 日)

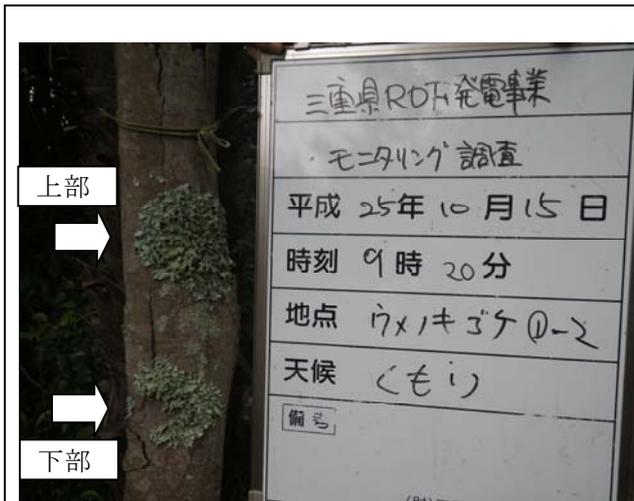


写真 6-2-12(1) 移設ウメノキゴケ①-2
(平成 25年 10月 15日)



写真 6-2-13(1) 移設ウメノキゴケ①-2
(平成 26年 1月 21日)



写真 6-2-12(2) 移設ウメノキゴケ①-2
(平成 25年 10月 15日)



写真 6-2-13(2) 移設ウメノキゴケ①-2
(平成 26年 1月 21日)



写真 6-2-12(3) 移設ウメノキゴケ①-2
(平成 25年 10月 15日)



写真 6-2-13(3) 移設ウメノキゴケ①-2
(平成 26年 1月 21日)